

平成30年9月30日(日)は

沖縄県知事選挙 宜野湾市長選挙

の投票日です!

● 投票できる方

年齢要件 平成12年10月1日までに生まれた方

住所要件 沖縄県知事選挙：平成30年6月12日までに宜野湾市に
転入届出をし、引き続き居住している方
宜野湾市長選挙：平成30年6月22日までに宜野湾市に
転入届出をし、引き続き居住している方

● 投票できない方

- ① 沖縄県知事選挙においては平成30年6月12日以降、宜野湾市に転入届出をした方は住所要件である3ヶ月を満たすことができないため、本市では投票できません。
- ② 宜野湾市長選挙においては平成30年6月22日以降に転入届出をした方、または市外に転出した方は、投票できません。
(※投票所入場券が届いたあとも市外へ転出した場合は投票できません)

● 投票について

期日前投票

選挙当日、仕事やレジャー、冠婚葬祭等の用務で投票所に行けない方は、前もって投票することができます。

※期日前投票の際は、投票所入場券裏面の宣誓書をご記入の上、ご持参ください。

(入場券を持っていない方は身分を証明できるもの)

期 間 沖縄県知事選挙：平成30年9月14日(金)～9月29日(土)
宜野湾市長選挙：平成30年9月24日(月)～9月29日(土)

時 間 午前8時30分～午後8時

場 所 宜野湾市役所1階 ⑦番(選挙管理委員会)

不在者投票

入院中や他市町村に滞在中などの事情により、選挙当日に投票所へ行けない方のために滞在地の選挙管理委員会、入院・入所中の病院や老人ホーム等(指定施設)で投票することができる制度です。

郵便投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証(要介護5)をお持ちの方で、身体に重い障がい等があつて投票所に行けない方は、自宅などで投票することができる郵便等による不在者投票の制度があります。

郵便等による不在者投票はあらかじめ申請していただき、選挙管理委員会委員長が交付する郵便等投票証明書が必要で、該当する要件も区分されているなど、いろいろな手続きが定められていますので、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせまたは、市ホームページをご覧ください。

問合せ：選挙管理委員会事務局 電話 893-4411 (内線 185～187)